

社会福祉法人恵泉会基本理念及び倫理綱領

平成23年10月1日（二版）

社会福祉法人恵泉会は、利用者はもとより社会、地域における福祉の発展・充実に寄与するために大きな役割を担っており、そこで働く私たちには、すべての人々から大きな期待が寄せられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対して人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするために、恵泉会で働く職員が遵守すべき基本理念と倫理綱領をここに定めます。

社会福祉法人 恵泉会 基本理念

1. 人間の尊厳

私たちは、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念として、利用者一人ひとりのその人らしい暮らしを実現します。

2. 人権の擁護・平等・主体性の尊重

私たちは、利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害もゆるさず、利用者一人ひとりの主体性を尊重し、思いやりの心で接します。

3. 生活の質の向上

私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4. 地域福祉の向上

私たちは、広く法人及び施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与し、地域に愛され信頼と共生を実現します。

5. 職員の資質・専門性の向上

私たちは、常に専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、資質の向上と専門性の向上に努めます。

社会福祉法人 恵泉会 論理綱領

社会福祉法人恵泉会は、社会福祉法人の使命を果たすための基本的な心構えとして、次のとおり倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。

2. サービスの質の向上

個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメントの構築、人材育成に努めます。

3. 地域との共生

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な主体との連携・協働により、地域の福祉課題に取り組みます。

4. 社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底

関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、恵泉会の理念や社会的ルールを遵守した運営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進します。

5. 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

6. 利害関係者との適切な関係

公共性・公益性の高い法人として、関係する各事業者と公正かつ適切な取引を行います。

7. 行政との連携・協力の促進

地域福祉を推進するため、行政との連携・協力を図り、かつ健全な関係性を保持します。

8. 人材育成、適切な人事労務管理の実践

経営の持続可能性を図るため人材育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。

9. 組織統治（ガバナンス）の確立

社会的ルールへの遵守を徹底し公正かつ適正な経営を可能にする、実効性のある組織体制を構築します。

10. 財政基盤の安定化

信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

11. 職員処遇の向上

良質な福祉人材を確保するため、賃金改善はもとより、それにとどまらない職員処遇全般の向上に取り組めます。

12. 経営責任の明確化

本綱領に反するような事態が発生した場合は、経営者自らが問題解決にあたる姿勢を明確にし、原因を究明するとともに説明責任を果たし、再発防止に努めます。